

東三河広域連合広報誌広告掲載実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、東三河広域連合（以下「広域連合」という。）が発行する広報誌に掲載する広告に関し、必要な事項を定めるものとする。

（広告の範囲）

第2条 広報誌に掲載する広告（以下「広告」という。）は、東三河広域連合広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第3条及び東三河広域連合広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）の規定に適合するものであるほか、行政広報誌としての品位、公共性及び公益性を保つもので、住民に不利益を与えないものとする。

（広告掲載位置）

第3条 広告の掲載位置は、広報誌裏表紙とする。

（掲載回数）

第4条 広告を掲載する回数は、年2回とする。

（広告の規格）

第5条 広告の規格は、次のとおりとする。

（1）大きさ 天地：24.0cm 左右：17.5cm

（2）配色 4色（フルカラー）

（広告代理店）

第6条 広域連合は、広告主を募集し広告原稿制作を行う事業者（以下「広告代理店」という。）に広告掲載枠を売り渡すものとする。

（募集方法）

第7条 広告の募集は、広報誌等において行うものとする。

（掲載の申請及び承認）

第8条 広告代理店は、広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）から広告掲載の依頼を受けたときは、広告の内容、デザイン等について、法令、要綱、掲載基準等にもとづき、事前審査を行うこととし、修正等の必要がある場合は、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

2 広告代理店は、前項の事前審査の結果、法令、要綱、掲載基準等に適合していると判断したときは、広報誌広告掲載申請書（様式第1号）に掲載しようとする広告原稿を添え、広域連合長に申請するものとする。

3 広域連合長は、前項の申請を受理したときは、広告の内容、デザイン等について

法令、要綱、掲載基準等にもとづき、広告の内容を審査し、掲載の可否を決定するものとする。この場合において、広告の内容、デザイン等が法令等に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又は要綱、掲載基準等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容、デザイン等の変更を求めることができる。

- 4 広域連合長は、広告掲載の可否を決定したときは、広告代理店に対し、広告掲載決定通知書（様式第2号）により、その旨を通知するものとする。

（掲載の方法）

第9条 広告代理店は、広告の掲載内容について広域連合と協議し、広域連合が指定する期日までに完全原稿で広域連合に提出するものとする。

- 2 掲載広告の色校正は、広域連合に一任するものとし、広域連合は色調などの違いに責任を負わないものとする。

（広告主の責任）

第10条 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとし、広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

（広告主の届出義務）

第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、広告主は、広報誌広告申請内容変更届（様式第3号）により、広域連合が指定する期日までに広域連合長に届け出なければならない。ただし、広域連合長が、特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

（1）広告を差し替えるとき

（2）広報誌広告掲載申請書又は添付書類の記載内容に変更があったとき

（掲載の取消）

第12条 広域連合長は、広告主がこの要綱の規定に違反して、又は偽りその他不正な手段により第8条第4項に規定する決定を受けたときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- 2 広域連合は、前項の規定による取消し等により広告主が受けた損害については、その賠償の責めを負わない。

（審査会）

第13条 第8条第3項に規定する広告の掲載に関する事項を審査するため、広告審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、事務局長をもって充てる。

4 委員は、総務課長、総務課長補佐、総務グループ主査、企画グループ主査をもって充てる。

5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第14条 審査会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、やむを得ず会議に出席できない委員に対し、書面により審査を行わせ、当該審査に代えることができる。

3 委員長は、広告の内容により、関係部局の担当課長その他委員長が必要と認める者を会議に出席させ、又はその意見を聴くことができる。

(庶務)

第15条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第16条 この実施要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。